

令和7年度八街市水道事業会計 予算原案作成方針

令和6年10月17日
決定

第1 水道事業を取り巻く環境

1 国の経済動向について

内閣府が令和6年9月に公表した月例経済報告では、今後の先行きについて「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

2 八街市水道事業の財務動向

八街市水道事業の令和5年度決算において、給水人口は35,632人(△0.5%)*、有収水量は3,102,075 m³(0.0%)*となった。

営業収益は、給水収益が増加したことにより718,201,840円(0.6%)*となった。また、営業費用は919,979,011円(4.7%)*となり、営業収支比率は78.1%と類似団体平均と比較しても未だ低い状況である。

一方、営業外収益は、県補助金、一般会計補助金及び給水申込負担金が減少したことにより361,868,746円(△22.7%)*となった。また、営業外費用は、企業債支払利息が減少したことにより40,596,348円(△17.1%)*となった。

営業収支と営業外収支を合算して算出した経常収支比率は112.4%となり、令和5年度純利益は119,495,227円(△52.9%)*となった。

給配水管路及び配水場施設の老朽化による更新工事に伴う経費の増大、八ッ場ダム事業及び霞ヶ浦導水事業に伴う暫定井戸の揚水量の減量による印旛広域水道からの受水費用の増加が見込まれていることから、令和7年度における水道事業の財務状況は依然として厳しいものとなる見込みである。

* () 内は前年度からの増減率

第2 基本方針

八街市水道事業基本計画及び八街市総合計画 2015 後期基本計画等に定める「安全な水道」「強靱な水道」「水道サービスの持続」を基本目標とし、水質検査のほか給配水管路及び水道施設の更新事業等を前年度に引き続き実施し、必要な予算を確保する。

また、職員一人一人が、水道を取り巻く経営環境を十分に認識し、水道事業運営上の諸課題に対する問題意識及びコスト意識を更に高め、事務の効率化の視点を持って業務に取り組む。さらに、前例にとらわれず、効率性等を十分に考慮し実施するものとする。

1 予算原案作成の基本的な考え方

(1) 重点的取組事項

- ① 安全な水道
 - ・ 適切な水源保全の推進
 - ・ 水質管理体制の強化
- ② 強靱な水道
 - ・ 老朽施設・老朽管の更新
 - ・ 水道施設の耐震化
- ③ 水道サービスの持続
 - ・ 経営基盤の強化

(2) 一般会計に対する依存の軽減

一般会計に対する依存を極力軽減する努力を怠らず、創意工夫のもと継続して経常経費の削減及び国県補助金等を活用し、財源確保に取り組む。